奨学生の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成29年度 奨学生申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、<u>在学する高等学校等で交付を受けてください。</u> (高等学校等から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- ▶ 奨学金の申込については、学校を通じての申込になります。
- ▶ 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成29年4月中旬から5月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- ▶ 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成 29 年度 奨学生申込みのしおり

公益財団法人 大阪府育英会

₹534 − 0026

大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階 ★問い合わせ先

TEL 06-6357-6272 (ダイヤルイン) FAX 06-6358-3053 (注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。 業務時間 平日 (9:00~17:30) ホ-ム^゚-ジURL http://www.fu-ikuei.or.jp

(注) 平成29年度予約奨学生採用者で、「進学届」・「確認書」を平成29年4月上旬に学校へ提出した方は、平成29年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学 資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

2 申込資格

- (1) 学校教育法による高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校又は専修学校(高等課程)に在学する生徒であること。
- (2) 父母等の保護者が大阪府内に住所を有すること。 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は 生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成28年度の市町村民税所得割額(保護者合算)が次のとおりであること。

市町村民税所得割額 国公立 251,100円未満 (年収めやす※800万円未満)

私 立 347,100円未満 (年収めやす※1,000万円未満)

※年収のめやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。 実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります。

3 貸付額と貸付時期

■ 奨学資金貸付額(年額)

- (1) 市町村民税所得割額(保護者合算) 251,100円未満(年収めやす800万円未満)の方
 - ○国公立・私立とも

「授業料実質負担額※ + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)

授業料実質負担額が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

- ※ 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。
- (2) 市町村民税所得割額(保護者合算) 347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の方 私立のみ

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額(1万円単位)24万円を上限とします。

授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額を上限とします。

また、1・2年生(平成29・28年度入学)の方で、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。(詳細は、別表を参照)

■貸付時期

| 第1回目 | 第2回目 | 第3回目 |
|----------|-----------|----------|
| 7月10日(月) | 10月11日(水) | 1月30日(火) |

奨学金は、貸付年額に応じて年1回~3回に分けて、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。 (貸付年額が20万円以下の場合は第1回目の7月10日(月)の貸付のみです。)

貸付期間は、在学する学校の最短修業期間の終期までです。

2年目からの第1回目振込は、5月30日となります。但し、金融機関が非営業日の場合は、翌営業日となります。

4 申込みの手続き

- (1) 提出書類 ① 奨学生申込書
 - ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票、裏面見本参照(原則、全部事項証明)) 保護者それぞれに市町村民税所得割額がある場合は、2名分の証明書を添付 してください。
 - ③ 借用人(生徒本人)及び保護者の住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。 <u>必ず、別紙の「住民票提出における注意事項」を読んだ上で申込書に添付して</u> ください。注意事項に記載の内容が守られていない場合、受付できません。
 - ④ 生徒本人名義の通帳コピー (申込書参照)
 - ⑤ 奨学生確認書(連帯保証人の印鑑登録証明書添付)
 - ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入・捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。
- (2) 提出期限 学校が指定する期日。在学する高等学校等に確認してください。

【学校提出期限: 月

月 日()】

(3) 提出先 在学する高等学校等

5 採否決定の通知

- (1) 採否決定の通知は、6月下旬に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要事項を記入のうえ 学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、超過貸付が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

7 奨学金借用証書の提出

- (1) 卒業前に、借用証書(借用人(生徒本人)と連帯保証人がそれぞれ自署・捺印)を提出していただきます。
- (2) 借用証書を提出しない場合は、奨学金の貸付総額を一括で返還していただく場合があります。

8 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。 返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6か月を経てから、定められた返還金額(下表参照)を借用人(生徒本人)の預貯金口座より振替で返還していただきます。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。 返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

| 返還総額(貸付総額) | 返還月額 | 返還年額 |
|-----------------------------|----------|-----------|
| 1,440,000 円以下 | 8,000 円 | 96,000 円 |
| 1,440,000 円超え 1,620,000 円以下 | 9,000 円 | 108,000 円 |
| 1,620,000 円超え 1,800,000 円以下 | 10,000 円 | 120,000 円 |

9 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、 奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

10 注意事項

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。 在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。 なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の方

- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円~251,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料] [国・就学支援金] [府・支援補助金] + [10万円 その他教育費]
- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円~347,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料] − [国・就学支援金]※ただし、授業料から国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。
- ■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。 その場合、貸付年額を調整することができます。

【全日制】

標準授業料:58万円の場合

【 私立高校等に诵わせている人数が2人以下の世帯 】

| 奨学資金貸付限度額 | | 100,000円 | | 300,000円 | 240,000円 | 240,000円 |
|----------------------|-------------|-------------|-------------|------------|--------------|------------|
| 保護者負担額 | | 0円 | | | | |
| 府·支援補助金 | (104,700FE) | [F1005,401] | [44.550円] | 200,000円 | | 保護者負担組 |
| / 八 人 及 代 | 283,000円 | 342,400円 | 401,800円 | | 461,200円 | 580,000円 |
| 国·就学支援金 | 〔297,000円〕 | 237,600円 | I DOSLOPE I | 261,200円 | F1000, 388 F | 金對支掌旗・圍 |
| | | | 178,200円 | 118, | 800円 | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

【 私立高校等に3人以上通わせている世帯(※1) 】

| 奨学資金貸付限度額 | 100,000円 | | | 200,000円 | 貸付対象外(※2) | 240,000円 |
|----------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 保護者負担額 | | 0円 | | | | |
| p. 土壤绿叶A | | | | [100,000円] | 200,000円 | |
| 府·支援補助金 | 283,000円 | 342,400円 | 401,800円 | | | 580,000円 |
| | | | | 361,200円 | 261,200円 | |
| 国・就学支援金 | 297,000円 | 237,600円 | | | | |
| | | | 178,200円 | 118, | 800円 | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

- ※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。
- (※1) 『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は右記参照)
- (※2) 市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

| 奨学資金貸付限度額 | 170.08028 | 100,000円 | ama | 205,000円 | 105,000円 | 225,000円 |
|----------------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------|
| 保護者負担額 | | 0円 | | | | |
| 府•支援補助金 | OH (281.200F) | 0円 Plogs_1as] | 44,550円 1,782円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 225,000円 |
| 国*就学支援金 | 225,000円 9,000円×25単位 | 225,000円 9,000円×25単位 | 180,450円 7,218円×25単位 | | 300円 × 25単位 | 9,000円×25単位 |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円·生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

私立高校等または大学等の学校の範囲

- <高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校 ※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く
- ▽ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▽ 公私立専修学校(高等課程)
- ▽ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▽「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▽「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)
- ▽「製菓衛生師法」基づく製菓衛生師養成施設(※)
- ▽ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定) (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
- <大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
- ※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、大学等の学生とみなす

平成28年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

別表

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の方

- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円~251,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料] [国・就学支援金] + [10万円 その他教育費]
- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円~347,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料] − [国・就学支援金]※ただし、授業料から国の就学支援金や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。
- ■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。 その場合、貸付年額を調整することができます。

【全日制】

授業料:40万円の場合

| 奨学資金貸付限度額 | 203,000円 | 263,000円 | 322,000円 | 382,000円 | 240,000円 | 240,000円 |
|----------------------|------------------------|-----------|------------|-------------|------------|------------|
| | | | | Fig. 1 | | 部形成首汇职 |
| 保護者負担額 | 103,000円 | 162,400円 | 221,800円 | | FID | 全世計划支 人 |
| | | | 221,000F | 281,200円 | 281,200円 | 400,000円 |
| 国•就学支援金 | 297,000円 | 227 600 🖽 | | 140ea (83) | P000.855 | 金斯支管 医·图 |
| | | 237,600円 | 178,200円 | 118,8 | 00円 | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 年収めやす※ 250万円未満 350万円未満 | | 590万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

【通信制】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

| 奨学資金貸付限度額 | 100,000円 | 100,000円 | 145,000円 | 205,000円 | 105,000円 | 225,000円 |
|----------------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|---------------|-------------|
| 保護者負担額 | 0円 | 0円 | 44,550円 1,782円×25単位 | 104,700円 | 104,700円 | 225,000円 |
| 国·就学支援金 | 225,000円 | 225,000円 | 180,450円 | 4,188円×25単位 | 4,188円×25単位 | 9,000円×25単位 |
| | 9,000円×25単位 | 9,000円×25単位 | 7,218円×25単位 | | 300円 ×25単位 | ñ |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円·生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 年収めやす※ 250万円未満 350万円未満 | | 590万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

平成28年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の3年生の方

- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円~251,100円未満の方 [貸付限度額(年額)] = [年間授業料] - [国・就学支援金] - [府・支援補助金] + [10万円 その他教育費]
- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円~347,100円未満の方
 [貸付限度額(年額)] = [年間授業料] [国・就学支援金]
 ※ただし、24万円を上限とします。また、授業料から国の就学支援金や大阪府の授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。
- ■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。 その場合、貸付年額を調整することができます。

【全日制】

標準授業料:58万円の場合

| 標準授某科:58万円の | がり口 | | | | | | |
|----------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 奨学資金貸付限度額 | 100,000円 | | | | 200,000円 | 240,000円 | 240,000円 |
| 保護者負担額 | | OF | 7 | | 100,000円 | | |
| 府·支援補助金 | 283,000円 | 342,400円 | 401,800円 | 461,200円 | 100,000 1 | 461,200円 | 580,000円 |
| 国•就学支援金 | 297,000円 | 237,600円 | 〔178,200円〕 | | 361,200円 | Encoras) | 数更享益 第一 |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 162,900円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 610万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

| 奨学資金貸付限度額 | 100,000円 | | | | 205,000円 | 105,000円 | 225,000円 |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 保護者負担額 | | 0円 | | | | | |
| 府•支援補助金 | 0円 | OFI Frank State To | 44,550円 1,782円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 225,000円 9,000円×25単位 |
| 国•就学支援金 | 225,000円 9,000円×25単位 | 225,000円 9,000円×25単位 | 180,450円 7,218円×25単位 | 120,300円 4,812円×25単位 | | 300円 × 25単位 | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 162,900円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 610万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

※年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

平成28年度市町村民税所得割額(所得基準)と奨学資金貸付限度額

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に在学の3年生の方

- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が0円~251,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料]−[国・就学支援金] + [10万円 その他教育費]
- ◎市町村民税所得割額(保護者合算)が251,100円~347,100円未満の方[貸付限度額(年額)] = [年間授業料] [国・就学支援金]※ただし、24万円を上限とします。 授業料から国の就学支援金や学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額が24万円を下回る場合はその額を限度額とします。
- ■奨学資金の貸付限度額は、就学支援金等制度内容に変更が生じた場合や申請状況により変わる場合があります。 その場合、貸付年額を調整することができます。

【全日制】

授業料:40万円の場合

| 奨学資金貸付限度額 | 203,000円 | 263,000円 | 322,000円 | 382,000円 | 382,000円 | 240,000円 | 240,000円 |
|----------------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | | | | | BIERSKR (|
| 保護者負担額 | 103,000円 | 162,400円 | 221,800円 | 281,200円 | 281,200円 | 281,200円 | 400,000円 |
| 国·就学支援金 | 297,000円 | | | | | | esta ma |
| | | 237,600円 | 178,200円 | | 118,800円 | | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円・生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 162,900円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 610万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

[※]年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

【 通信制 】

授業料:1単位あたり9,000円、年間25単位を想定した場合

| 奨学資金貸付限度額 | 100,000円 | 100,000円 | 145,000円 | 205,000円 | 205,000円 | 105,000円 | 225,000円 |
|-------------------|---------------|-------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 保護者負担額 | 0円 | 0円 | 44.550円 1.782円×25単位 | 104,700円 4.188円×25単位 | 104.700円 4.188円×25単位 | 104,700円 4,188円×25単位 | 225,000円 (9,000円×25単位 |
| 国•就学支援金 | 225,000円 | 〔225,000円〕 | 180,450円 | | | | |
| | (9,000円×25単位) | 9,000円×25単位 | 7,218円×25単位 | | 120,300円 4,812円×25単位 | | |
| 市町村民税所得割額 (保護者合算) | 0円·生活保護 | 51,300円未満 | 154,500円未満 | 162,900円未満 | 251,100円未満 | 304,200円未満 | 347,100円未満 |
| 年収めやす※ | 250万円未満 | 350万円未満 | 590万円未満 | 610万円未満 | 800万円未満 | 910万円未満 | 1,000万円未満 |

[※]年収めやすは、4人世帯(父母、高校生1人、中学生1人)の場合の一例です。

| 見本A | |
|--|--|
| 「大阪市の例」 (①、②、③をすべて提出してください。) | 市成28年度 市民権・将民権課権問題者(その1) ② 「課題を 市 報 番 り 「 < 分 |
| | |
| 漢模区 古帳番号 18分 | 系统金融及过即将库罗姆及过亚出海南陆的内型 所 沿 (人 2) 所 沿 企 20 域建模失辩 |
| | 安 東 5 1 |
| 平成28年度 市民税・科民税 納税通知書ル税知族定(充当)通知。 この遷和書で納める税額(普通微収税額)の各納期の納付額及び納期限 ・ 期別 役 額(京) 充 当 額(原) 差 当 額(原) 差 当 額(原) 差 引 額(百) 差 当 額(原) 第 引 別 景 | |
| | 「新 7 収 入 円 |
| 数 4 四 四 四 四 四 四 四 四 四 | 周週 所 2日 月 |
| ±00000000 00-0000-000000-0 | 1 |
| □ 大阪市 ○○○○ 市税事務所 例入市税担当 公的年金から差し引く提額(特別機取扱額)の機収月及び機収額 | |
| 2 電話 108 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 | |
| 284.84 | (**) 20 30 30 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 |
| 289 (24) | |
| 本書のとおり各納期限上でに何めてください。 ・ 上記の特別微複接線のうち、平成28年10月以降の税額は次の公的年金から微収します。 ・ 小の年金から依収します。 | 第出所得割額の合計① 円 円 |
| (次 が) 9 か が 4 地 平成29年度の段額として公約年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の機収月及び機収額 | |
| 微収 投 | ここに表示されている |
| この連続を実施的な対象・要権権の対象・分表を終われ、おに実施のためた条件は関連されたゆうています。 29年 6月 円 安払 たがら、至の際を外的機能の かおことっての数すったことに付いませかで、 29年 8月 円 29年 8月 円 29年 8月 1年 29年 8月 1年 29年 8月 1日 29年 8月 29日 8 | 金額が「市町村民税 |
| ●解除機能需要核解決定度の過程管理特殊需要は、あわせて課金が再発等をよる場合を参加するで、大型によって行かい。 ●中心定分を見かっては資金と関係がある。 ・中心定分を表示しては資金と関係がある。 ・中心定分を表示しては対象と対しては資金と関係がある。 ・中心定分を表示しては対象と対しては資金と関係がある。 ・中心に分を表示しては対象と対しては資金と関係がある。 ・中心に分を表示しては対象と対しては資金と関係がある。 ・中心に分を表示しては対象と対しては対象と対している。 ・中心に分を表示しては対象と対している。 ・中心に分を表示している。 ・中心に分を、 ・中心に分を、 ・中心に分を、 ・中心に分を、 ・中心に分を、 ・中心に分を ・中心に ・中心に ・中心に ・中心に ・中心に ・中心に ・中心に ・中心に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 所得割額」です。 |
| | 課税(X 台帳番号 X分 |
| | 市民校・府民校額の内訳 白 氏 根 別 氏 股 合 計 |
| | 取出所得用額の合計の 円 円 円 円 円 下段額 旬 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 |
| | March 17 17 18 18 10 17 17 17 18 18 17 17 18 18 |
| (| |
| ここに表示されている | 不 升 所 付 別 物 ((|
| * 又は人数が「扶養」 | 帝附金税額控除額((5))の算出の基礎となる寄附金の額 (3)の14、元金権の収集(10)によれない。元額 (2) 円 (3)の14、元金権の収集(10)によりする項 (2) |
| の内容です。 | (ベーク) 介知 この通知書によって選付する結 |
| | 審正官財から付き日本に対するもの 円 国 付 サー 名 類 円 円 日本主宰社・の司を全たさせるもの 円 日本主宰社・の司を全たさせるもの 円 日本日本主の司を大政権・大政権は対策を関する。 円 |
| | 母定された 大阪 朝 の み 指 走 円 円 円 円 円 円 円 円 円 |
| 8 | |
| | |
| 見 本 B | |
| 平成28年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) | |
| [R] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M] [M | でRain 4 2018 1 |
| 得 その他の何昔は 所得 区 分 税 分離 足脚 連馬 以 所 | (0) 200 00.45 |
| | 等 割 類 ⑦ |
| 利 相 段・寒・動 海 上耳珠八等の配当 民 長 8 | 直控除額(5) |
| TWO WELL WAS A STREET OF THE PARTY OF THE PA | 計画価 あなたの特別需収積率を応急のよわかまで変更したので、地方投入所有を及び第2日からは得2日をつめらの現実によって適同します。 はたっての適当者の記載率和に不振から場合とは、この適当者を受け取った日の学日からは登しての日日中に市長に申しておして報道中立てを中のようというできます。この特別需収集期の状況の場面となった自分が表現しては係る決定の途差を受けた日の学日から起算し |
| 行 任 是 保 展 行 | 文 収 税 額 ③ 「 「空間月13円に再発性の工作の研究が研究者によります。」報道することができます。 では、後の中間内にの考えは、海がの中間内にの表は、海がの中間の実施が立ては対ける対しませんできまった。 |
| | |
| 除生命保険料 最 碳 配配素具素美いいい者のい婦婦犬生火 既 先 | 作 新印 大阪市及 内 |
| (摘要) 额 光明納付 | Fing |
| (g: g) | |
| | 前税額型 付 7月分 10月分 1月分 4月分 QR 4(※)・②) 額 8月分 11月分 2月分 5月分 コー |

【 住民票提出における注意事項 】

1. 住民票の提出

「借用人(生徒本人)及び保護者の住民票」を提出してください。(申込書C票へ貼付)

- ◎ 住民票は借用人(生徒本人)及び保護者全員分の提出が必要になります。保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
- ◎ 住民票は必ず原本で発行から3ヶ月以内のものを提出してください。(注1) コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票又は世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1) 個人

借用人及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、 借用人1通・父母2通の合計3通の提出が必要となります。

(2)世帯全員

借用人と保護者が同一世帯の場合、世帯全員の住民票1通の提出となります。 世帯全員の住民票には、借用人と保護者以外の同居人(兄弟等)の内容も 記載されていますので、ご留意ください。

【特にご注意いただきたいこと】

(注2)「複数枚綴り」の住民票は、必ず<u>「全ての書類」</u>を提出してください。 バラバラにしたもの、間の書類を抜いたものは、無効となりますので、ご注意ください。 世帯全員の住民票で、借用人と保護者以外(兄弟等)の分を抜かないでください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、原則「表示不要」です。(注3)

- 1. 世帯主
- 2. 続柄 (ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は表記必要)
- 3. 個人番号 (いわゆる「マイナンバー」)
- 4. 本籍
- 5. 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

保護者が外国籍の場合、「在留資格」の表示が必要です。(注4)

◆必要な在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

